

徳島県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十二月二十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第三十九号

徳島県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県土整備関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の七十九の項中「第四条第二項又は第三項」を「第四条第三項又は第五項」に、「一万九千三百円」を「二万四千四百円」に改め、同表の八十の項中「一万七千九百円」を「一万八千五百円」に改める。

附 則

1 この条例は、令和二年三月一日から施行する。

2 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第四条第三項の規定に基づく二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者であつて、この条例の施行の日前に知事の行う二級建築士試験に合格したもの（建築士法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和元年政令第九十六号）第二条の規定による改正後の沖繩の復帰に伴う建設省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百十五号）第百条の規定により二級建築士の免許を受けることができる者を含む。）又は木造建築士試験に合格したものに對する改正後の別表第一の七十九の項の規定の適用については、同項中「二万四千四百円」とあるのは、「一万九千三百円」とする。